

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	80 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	70 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年9月までの期間及び59年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から同年9月まで
② 昭和59年4月から同年9月まで

昭和57年*月頃に国民年金に加入し、その後、申立期間以外の期間については国民年金保険料を納付しているのに、申立期間の保険料を未納にするとは考えられない。保険料の請求があれば、私又は家族の誰かが必ず納付しているので、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はいずれも6か月と短期間であり、申立人は、20年以上の長期にわたる国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、昭和62年度からは前納を行っていることから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、保険料の請求があれば自身又は家族の誰かが申立期間の保険料を納付したとしているところ、申立期間当時同居していた祖父母及び母親の国民年金加入期間の保険料は全て納付済みであることから、祖父母及び母親も保険料の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立人は20歳に到達した昭和57年*月頃に国民年金加入を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年12月に払い出されており、被保険者資格取得日は申立人が20歳に到達した同年*月*日とされていることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は20歳に到達した昭和57年*月から申立期間①直前の58年3月までの保険料は現年度納付しており、申立期

間①と申立期間②の間の期間及び申立期間②直後の期間の保険料については、過年度納付されていることが確認できることから、保険料の納付意識の高かった申立人又は家族が、前後の保険料を納付しながら、それぞれ6か月と短期間である申立期間①及び②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和42年3月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、同年10月から46年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から46年3月まで

私は、国民年金保険料を納付していなかった期間の納付ができるようになったことを知り、私にも納付していなかった期間があったので、市役所で手続をして保険料を納付したと思う。当時、納付した保険料の領収証書を所持しているので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人に対しては、国民年金手帳記号番号の払出しが2回確認でき、昭和39年12月頃にA町において払い出された手帳記号番号のほかに、45年12月頃にB市において払い出された手帳記号番号があり、オンライン記録によると、申立人は39年11月に強制加入対象者として国民年金被保険者資格を取得、42年3月に当該資格を喪失し、その後、任意加入対象者として45年10月に被保険者資格を取得、47年1月に当該資格を喪失したとされていることから、申立人は、それぞれの手帳記号番号により、それぞれの期間の被保険者資格を取得していたものとみられる。

また、上記被保険者期間のうち、昭和46年7月から同年12月までを除く期間の保険料は、納付済みとされている。

これらのことから、申立期間のうち、昭和42年3月から45年9月までは国民年金に未加入となり、同年10月から46年3月までは保険料納付済期間とされている。

2 一方、申立人は、A町において払い出された上記手帳記号番号により、申立期間の大半である昭和42年4月から46年3月までの保険料として2万2,500円を第1回特例納付期間中である同年8月に金融機関を通じて納付したとされている「納付書・領収証書」を所持しているところ、当該「納付書・領収証書」に記載されている納付期間及び納付金額を照らし合わせてみると、当該納付期間についての必要相当額は、当該納付金額を下回る1万9,200円（納付日を基準として、同特例納付対象月数27か月及び納付済期間を含む過年度納付対象月数21か月の合計額）であることから、行政側が納付期間又は納付金額のいずれか、あるいは両方を誤って記載した納付書を作成し、保険料を徴収したものと考えられる。

また、B市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間に係る国民年金被保険者資格の喪失の記載が、一旦、昭和42年2月と記載された後に、同年3月に訂正されていることが確認でき、この訂正が行われるまでは同年2月から46年3月までの50か月が、上記の納付時点において申立人が保険料を納付していなかった過年度期間とされていたものとみられるところ、当該「納付書・領収証書」に記載されている納付金額は、単純に第1回特例納付を利用した場合の保険料月額（450円）で除すと、50か月分に相当することから、当該期間を納付期間とすべきところを誤って記載し、しかも納付金額については、44年7月から45年6月までは過年度納付が可能であったことから、保険料額を250円（同年7月から46年3月までも過年度納付可能期間であるが、保険料月額は同特例納付を利用した場合と同額の450円である。）として計算すべきであったにもかかわらず、同特例納付による保険料月額で誤った計算をした可能性が考えられる。

さらに、申立人は、当時、納付していなかった期間の保険料を納付したとしていることから、申立期間のうち、当該「納付書・領収証書」に記載された納付期間に含まれていない昭和42年3月の保険料についても納付する意思を有していたものと考えられる。

加えて、A町で払い出された番号の「納付書・領収証書」から考えると、行政側は申立人を強制加入者として認識していた可能性が高く、当該「納付書・領収証書」は、昭和42年2月から46年3月までの保険料を特例納付及び過年度納付するために作成され、申立人は、これに基づき、既に納付していた42年2月及び45年10月から46年3月までの期間の保険料とは別に当該期間の保険料を納付していたものと推認できる。

3 しかしながら、本来、昭和42年7月から45年9月までは任意加入となるべき期間であり、制度上、特例納付できないため、当該保険料は還付されるべきところ、当該期間の保険料について、申立人は還付を受けた記憶が無いとしている上、当該期間の保険料が還付されていた形跡も見当たらず、還付された事実は認められないことから、申立人が申立期間の保険料相当額を上

回る金額を納付した後、当該納付金は長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上、特例納付ができない期間であることを理由として、任意加入となるべき期間の保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和42年3月から45年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められ、同年10月から46年3月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月から56年3月まで

昭和56年8月頃に区役所で国民年金の加入手続をした際、国民年金手帳を受け取り、遡って国民年金保険料を納付する方法の説明も聞いた。保険料を遡って納付したと思うので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであることから、保険料の納付意識は高いものとみられる。

また、申立人は、昭和56年8月頃に区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年8月頃に払い出されていることが確認できることから、申立人の主張に不自然さはない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和55年5月に遡って国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間の保険料については過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

加えて、申立人は、「55/5～3 社保」の文字が書き込まれている加入手続当時の国民年金のパンフレットを所持していることから、申立人の主張のとおり、加入手続時に区役所において過年度納付に係る説明を受けたとみられ、納付意識の高かった申立人が、申立期間の保険料を過年度納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から同年3月まで

私は、20歳になった平成8年*月頃にA町役場で国民年金の加入手続きを行い、平成8年度の国民年金保険料については、短大生だったことから、免除申請の手続きも同時に行った。同年度の保険料については、全ての期間が全額申請免除とされているものと思っていたが、申立期間だけが未納とされている。申立期間が申請免除であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成8年*月頃にA町役場で国民年金の加入手続きと併せて、免除申請の手続きを行ったとしているところ、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年5月10日に同町で払い出されていること、ii) 申立人のオンライン記録を見ると、申請免除とされている申立期間直前の同年4月から同年12月までの期間の免除申請日は、同年*月30日とされていることから、申立人が同年*月頃に加入手続きと併せて平成8年度の保険料の免除申請を行ったとする主張に不自然な点は見受けられない。

また、国民年金被保険者の免除承認期間については、平成13年度までは「申請のあった日の属する月の前月から免除申請のあった日の属する年度の末月（翌年の3月）までの間において必要と認められる月まで」とされており、申立人は、申立期間を含む平成8年4月から9年3月までは学生であり、当該期間において大きな生活状況の変化も無かったものと考えられ、特に申立期間の保険料のみが免除されないこととなるような事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

婚姻（昭和37年2月）後、私か夫がA市B区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、資格取得日は、36年4月1日とされた。加入後、私は自宅にきた集金人に遡って未納期間の国民年金保険料をまとめて納付し、その保険料月額が100円だったことを記憶している。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。また、申立て後に厚生年金保険の脱退手当金をもらった期間は国民年金に加入することはできないとして資格取得日を同年6月9日に訂正されたことにも納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であり、かつ、申立人は、申立期間を除き29年余りの国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無く、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金加入手続きは、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得状況から昭和38年7月頃にA市B区役所で行われ、その際に資格取得日を遡って国民年金制度発足時の36年4月1日（平成22年12月13日に厚生年金保険被保険者期間（脱退手当金支給済み）があることが判明したため、昭和36年6月9日に訂正されている。）とする事務処理が行われたものとみられる。この資格取得日は、申立人が所持する国民年金手帳に記載されている資格取得日とも一致する。この加入手続き時期を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付が可能であった。

さらに、申立人は、加入手続き後、集金人に遡って未納期間の保険料をまとめて納付し、その保険料月額は100円だったとしているところ、i) C県が保管

する資料によると、申立人が加入手続を行った昭和 38 年当時、未納とされた過年度保険料の徴収を社会保険事務所（当時）の職員が戸別徴収を行っていたとしていること、ii）申立人は、申立期間直後の昭和 37 年度の保険料を 39 年 3 月 5 日に過年度納付した国民年金保険料現金領収証書を所持しており、同領収証書を見ると、社会保険事務所の職員が領収していることが確認できる上、当該領収日時点で申立期間のうち、37 年 1 月から同年 3 月までの期間は時効前であり、未納期間であれば徴収可能であるものの、当該期間の保険料を徴収していないことから、既に納付済みであったともみられること、iii）申立人が記憶している申立期間当時の保険料月額（100 円）は当時の保険料月額と一致していることから、申立人の主張に不自然な点は見受けられず、前述のとおり、納付意識が高かった申立人が、申立期間の保険料を、自宅に集金に来た社会保険事務所の職員に過年度納付したと考えても不自然ではない。

申立人は、国民年金の加入手続を行った際、本来国民年金の被保険者となり得ない厚生年金保険の被保険者であった期間を含めて国民年金の被保険者として適用を受けていたこと、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月及び同年 5 月の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなされていること、及び申立人が保険料を納付したとみられる時期から既に 40 年以上が経過していることをも踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、制度上、国民年金の被保険者となり得ないことを理由に、申立期間のうち、同年 4 月及び同年 5 月について、被保険者の資格を認めず納付済期間としないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から49年3月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで

夫が会社を退職した後に自営業を始めたので、私は将来のことを考え、時期は覚えていないが国民年金に加入した。国民年金保険料は夫の分と一緒に納付書により金融機関で納付した。きちんと保険料を納付しており、滞納した覚えは無い。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入後の保険料は夫の分と一緒に納付したとしているところ、夫婦の国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の主張どおり、申立期間②前後の昭和49年度、51年度、53年度及び55年度の保険料はいずれも過年度納付され、その納付日も全て夫婦共に同一日とされているほか、オンライン記録でも納付日が確認できる59年度及び60年度の各月の保険料納付日は夫婦共に同一日とされている上、夫の申立期間②の保険料は、昭和53年7月に過年度納付されていることが確認できる。このため、申立人が申立期間②の保険料も夫の分と一緒に過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和47年3月20日として50年3月19日にA市において夫婦連番で払い出されており、同市の国民年金被保険者名簿の資格の得喪欄の取得年月日欄には「47. 3. 20」、種別欄には「新、強」と記載されているほか、同名簿の年金手帳欄の発行年月日欄には「50. 4.

1」、理由欄には「新」と記載されていることから、同年4月1日に初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間①のうち、47年3月から同年12月までの保険料は時効により納付することはできず、48年1月から49年3月までの保険料は、過年度納付することは可能であったものの、申立人と一緒に保険料を納付したとする夫も申立期間①は未納とされている。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 2795（事案 173 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から42年3月まで

平成20年6月に申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることができないとの通知を受けた。当初、私は、申立期間の保険料の納付場所、納付金額等は覚えていないとしていたが、A市B区役所で国民年金加入手続の際、遡って保険料を納付しなければいけない期間があると職員から説明を受けた後、この期間の保険料を銀行で一括納付し、加入後の保険料は当時自宅に来ていた集金人に納付していたこと、及び当時の保険料月額は100円であったことを思い出したので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、i) 申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、保険料の納付場所、金額、納付方法等についての申立人の記憶が明確でなく、保険料の納付状況等が不明であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点（昭和43年2月）では、申立期間の一部に時効のため納付できない期間が含まれており、過去の未納保険料もまとめて納付したとする申立人の主張には不合理な点が見受けられること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年6月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てについては、申立人は、当初、申立期間の保険料の納付場所、納付金額等は覚えていないとしていたが、A市B区役所で国民年金加入手続の際、遡って保険料を納付しなければいけない期間があると職員から説明を受け

た後、この期間の保険料を銀行で一括納付し、加入後の保険料は当時自宅に来ていた集金人に納付していたこと、及び当時の保険料月額が100円であったことを思い出したとしているところ、i) 申立期間の保険料は過年度保険料となるが、過年度保険料は金融機関又は社会保険事務所(当時)以外では納付できなかったこと、ii) 同市では、昭和53年度まで集金人(国民年金推進員)による保険料の徴収制度を採っていたとしていること、iii) 申立期間のうち昭和41年12月までの保険料月額は100円であったことから、申立人の申立期間当時の保険料納付に係る記憶と一致する。

また、オンライン記録及び国民年金記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年2月5日に払い出されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って40年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち41年1月から42年3月までの保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納は無く、平成5年度から60歳到達年度までの保険料は全て前納していることが確認でき、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれることから、申立人が申立期間のうち過年度納付が可能であった昭和41年1月から42年3月までの保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

一方、前述の申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち昭和40年10月から同年12月までの保険料は時効により納付することはできなかったとみられる上、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 2796 (事案 172 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年3月まで

平成20年6月に申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることができないとの通知を受けた。当初、私の加入手続及び申立期間の保険料納付を行った夫は、申立期間の保険料の納付場所等はよく覚えていないとしていたが、夫が、A市B区役所で私の国民年金加入手続を行った際、遡って保険料を納付しなければいけない期間があると職員から説明を受けた後、この期間の保険料を銀行で一括納付し、加入後の保険料は当時自宅に来ていた集金人に納付していたことを思い出したので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、i) 申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする夫は、保険料の納付場所、金額、納付方法等についての記憶が明確でなく、保険料の納付状況等が不明であること、ii) 申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年6月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てについては、申立人は、当初、「私の加入手続及び申立期間の保険料納付を行った夫は、申立期間の保険料の納付場所等はよく覚えていないとしていたが、夫が、A市B区役所で私の国民年金加入手続を行った際、遡って保険料を納付しなければいけない期間があると職員から説明を受けた後、こ

の期間の保険料を銀行で一括納付し、加入後の保険料は当時自宅に来ていた集金人に納付していたことを思い出した。」としているところ、i) 申立期間の保険料は過年度保険料となるが、過年度保険料は金融機関又は社会保険事務所(当時)以外では納付できなかつたこと、ii) 同市では、昭和 53 年度まで集金人(国民年金推進員)による保険料の徴収制度を採っていたとしていることから、夫の申立期間当時の保険料納付に係る記憶と一致する。

また、オンライン記録及び国民年金記号番号払出簿によると、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号周辺の任意加入資格取得日の状況から、昭和 45 年 12 月頃に A 市 B 区で行われたものとみられる。この加入手続の際に、資格取得日を遡って 43 年*月*日(20 歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち同年 10 月から 45 年 3 月までの保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納は無い上、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする夫の納付記録を見ると、昭和 40 年*月(20 歳到達時)から 60 歳到達時の前月までの国民年金加入期間のうち、同年 10 月から 42 年 3 月までの期間を除き保険料の未納は無い上、平成 5 年度から 60 歳到達年度までの保険料は全て前納していることが確認でき、夫の保険料の納付意識は高かつたことがうかがわれることから、夫が申立期間のうち過年度納付が可能であった昭和 43 年 10 月から 45 年 3 月までの保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の申立人の加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち昭和 43 年 4 月から同年 9 月までの保険料は時効により納付することはできなかつたとみられる上、夫が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 10 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から55年3月まで

私は、昭和55年頃、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、加入後に、送付されてきた納付書で20歳からの未納期間の国民年金保険料を一括納付したので未納期間は無いはずである。保険料の納付場所及び納付金額は覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において国民年金保険料の未納は無いことから、申立人の保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号周辺の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和57年2月から同年3月までの間にA市B区役所で行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って20歳到達時である53年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、55年1月から同年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であった。

さらに、申立人の納付記録を見ると、申立期間直後の昭和55年度の保険料が納付済みとされており、当該期間の保険料は、前述の申立人の加入手続時期を基準とすると、過年度保険料となることから、申立期間のうち過年度納付が可能であった昭和55年1月から同年3月までの保険料のみ納付しなかったとは考え難く、納付意識が高い申立人が当該期間の保険料を納付したと考えても

不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 54 年 12 月までの期間については、申立人の加入手続時期を基準とすると、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 54 年 12 月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月から63年6月まで

私は、A市役所で国民年金の加入手続を行い、加入後の国民年金保険料は、郵送されてきた納付書により金融機関でまとめて17万円ぐらい納付した覚えがある。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年9月1日にA市で払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日を遡って、61年3月15日(平成19年10月5日に厚生年金保険被保険者期間と重複加入が判明したため、資格取得日は昭和61年3月15日から同年3月16日に訂正されている。)とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年7月から63年3月までの期間については過年度納付が、同年4月から同年6月までの期間については現年度納付が可能であった。

また、申立人は、申立期間の保険料は加入手続後、郵送されてきた納付書により金融機関でまとめて17万円ぐらい納付した覚えがあるとしているところ、前述のとおり、申立人の国民年金加入手続時期は、昭和63年9月頃に行われており、オンライン記録によると、申立人に対して同年9月19日に過年度納付書が作成されたこととされており、この時点を基準とすると、過年度納付書の納付対象期間は、61年7月から63年3月までの期間であったものと推認され、この過年度納付書が社会保険事務所(当時)から、同年4月から同年6月

までの現年度納付書がA市から申立人に対して送付されたものとみられる。このことから、申立人が加入手続後に納付書が送付されてきたとする主張に不自然な点は見受けられない上、これら過年度納付及び現年度納付対象期間の保険料を納付する場合に必要な金額は、17万5,800円となり、申立人がまとめて納付したと主張する保険料額と近似している。このため、申立人は、申立期間のうち、61年7月から63年6月までの期間の保険料をまとめて納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和61年3月から同年6月までの期間については、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人が申立期間のうち、昭和61年3月から同年6月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月から63年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年2月17日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。
なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。
- 2 申立人は、申立期間のうち、昭和21年2月17日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（同年2月17日）及び資格取得日（同年7月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を同年2月及び同年3月は40円、同年4月から同年6月までは90円とすることが必要である。
なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等
氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :
- 2 申立内容の要旨
申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から21年7月1日まで
B社（昭和19年7月の吸収合併後は、A社）に14年に入社後、途中、軍隊に召集されていた期間はあるが、46年6月に退職するまで同社に継続して勤務していた。しかし、同社の厚生年金保険の記録は、復員後の21年7月1日以降の期間しかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。
（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A社が作成した人事異動通知書により、申立人は、同社に昭和14年4月1日に入社し、46年6月7日に退職するまで継続して勤務していたことが認められる。
また、C県が発行する履歴書から、申立人は、昭和15年4月10日に陸軍に召集され、21年2月17日に外地から復員したことが確認できる。
さらに、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日か

ら 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は応集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

加えて、A社は、申立人が同僚D氏と同じく昭和 14 年 4 月 1 日にB社で入社していることを証明する旨回答しているところ、オンライン記録によると、申立人と同様に陸軍に召集されていた同僚D氏は、昭和 19 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得し、同日以降の期間において継続して同社の被保険者とされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は、昭和 19 年 10 月 1 日、資格喪失日は、上記履歴書の復員日である 21 年 2 月 17 日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和 21 年 2 月 17 日から同年 7 月 1 日までの期間については、A社が作成した人事異動通知書により、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記のとおり、同期入社と同僚D氏の被保険者記録は、当該期間において継続していることが確認できるとともに、A社は、申立人の資格取得日を昭和 21 年 7 月 1 日と届け出たのは、当方の手違いだと思われる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 21 年 2 月 17 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額から昭和 21 年 2 月及び同年 3 月は 40 円、同年 4 月から同年 6 月までは 90 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、同年 10 月 1 日から施行された厚生年金保険法の制度改正のための準備期間として、被保険者資格の取得届の受付及び被保険者証の交付は行われていたものの、保険料の徴収は行われていない期間であり、事務職であった申立人に係る厚生年金保険料の控除は、同年 10 月 1 日に開始されたと考えられることから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に

係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年7月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、3年7月から同年9月までは41万円、同年10月から4年9月までは44万円、同年10月から5年9月までは47万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を3年7月から同年9月までは41万円、同年10月から4年9月までは44万円、同年10月から5年9月までは47万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年10月1日から18年4月29日までの期間について、申立人の標準報酬月額に係る記録を5年10月から15年3月までは47万円、同年4月から18年3月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から18年3月まで

私は、A社に勤務し給与はずっと高い額で支払われていたが、今回、ねんきん定期便を見て申立期間の標準報酬月額が9万8,000円に下げられていることを初めて知った。自分は、同社の役員であったが、現場責任者であり、経理関係には全く携わっておらず、これについての説明を会社から受けてもいない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年7月から5年9月までの期間については、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、3年7月から同年9月までは41万円、同年10月から4年9月までは44万円、同年10月から5年6月までは47万円と記録されていたところ、同年7月9日付けで、3年7月1日まで遡って9万8,000円に引き下げられ、その後5年9月まで同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当時の役員3人の標準報酬月額についても、申立人と同様に平成5年7月9日付けで、3年7月1日まで遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、当該遡及訂正処理については、当時の事業主が、「当時は資金繰りが悪化し、社会保険料の支払が滞っていた。このため、平成5年に社会保険事務所の教示を受け、自分と経理担当であった妻（役員）の2人が、他の役員には一切説明しないまま、役員の標準報酬月額を遡って引き下げた。また、その後も引き続き役員の標準報酬月額を9万8,000円として届け出たほか、順次、社員全員の標準報酬月額についても引き下げた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成5年7月9日付けで行われた遡及訂正処理は、事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間のうち、3年7月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（3年7月から同年9月までは41万円、同年10月から4年9月までは44万円、同年10月から5年9月までは47万円）に訂正することが必要と認められる。

申立期間のうち、平成5年10月から18年3月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（5年10月1日）において9万8,000円と記録され、当該期間において同額で継続していることが確認できるところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかし、申立人から提出された給料明細書及び源泉徴収票により、申立人は、給与額については、平成5年10月から6年11月までは47万円、同年12月から17年11月までは50万円の標準報酬月額に見合う額を支給され、厚生年金保険料額については、5年10月から15年3月までは47万円、同年4月から17年8月までは59万円、同年9月から同年11月までは56万円の標準報酬月額に見合う保険料を控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成5年10月から17年11月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書及び源泉徴収票により確認できる保険料控除額又は給与額から、5年10月から15年3月までは47万円、同年4月から17年11月までは50万円とすることが妥当である。

また、平成17年12月から18年3月までの期間については、給与額及び保

険料控除額を確認できる資料は無いものの、前述の事業主は、「申立人の給与額や社会保険料額は、最後（資格喪失時）まで変えていない。」と証言していることから、申立人は、当該期間についても、直前の月（17年11月）と同額の標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が9万8,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めている上、給料明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額又は給与額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）が長期にわたり一致していないことから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

賞与から控除された厚生年金保険料が、年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表から、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）において、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を失念していたとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 66 件（別添一覧表参照）

別紙 厚生年金あっせん一覧表

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額			
						平成19年3月30日	平成19年6月1日	平成19年7月10日	平成19年12月10日
						標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額
5366			男	昭和21年生		150万 円			
5367			男	昭和40年生		150万 円			
5368			男	昭和26年生		130万 円			
5369			男	昭和27年生	50万 円		92万 円	120万 円	
5370			男	昭和18年生	20万 円		37万 円	45万 円	
5371			男	昭和31年生			80万 円	98万 円	
5372			男	昭和38年生	40万 円		85万 円	100万 円	
5373			男	昭和39年生	35万 円		66万 1,000円	94万 5,000円	
5374			男	昭和35年生	37万 円		62万 円	77万 円	
5375			男	昭和33年生	27万 円		58万 5,000円	76万 円	
5376			男	昭和40年生	40万 円		66万 円	79万 円	
5377			男	昭和43年生	28万 円		59万 5,000円	77万 円	
5378			男	昭和50年生	38万 円		52万 円	62万 円	
5379			男	昭和50年生	38万 円		45万 円	64万 円	
5380			男	昭和47年生	30万 円		55万 円	64万 円	
5381			女	昭和47年生	23万 円		43万 円	55万 円	
5382			男	昭和48年生	30万 円		55万 7,000円	70万 円	
5383			男	昭和49年生	38万 円		55万 6,000円	73万 3,000円	
5384			男	昭和51年生	38万 円		47万 3,000円	61万 5,000円	
5385			男	昭和53年生	25万 円		46万 円	54万 5,000円	
5386			男	昭和49年生	28万 円		46万 4,000円	80万 円	
5387			男	昭和50年生	43万 円		59万 2,000円	69万 5,000円	
5388			男	昭和53年生	35万 円		40万 5,000円	53万 円	
5389			女	昭和53年生	22万 円		37万 5,000円	45万 円	
5390			男	昭和19年生	17万 円		35万 円	45万 円	
5391			男	昭和50年生	40万 円		55万 8,000円	73万 円	
5392			女	昭和54年生	20万 円		34万 5,000円	45万 円	
5393			男	昭和55年生	33万 円		37万 5,000円	46万 円	
5394			男	昭和55年生	23万 円		35万 5,000円	52万 円	
5395			女	昭和55年生	20万 円		37万 5,000円	44万 5,000円	
5396			男	昭和51年生	35万 円		45万 1,000円	54万 円	
5397			男	昭和53年生	25万 円		47万 円	54万 円	
5398			男	昭和56年生	30万 円		35万 5,000円	44万 5,000円	
5399			女	昭和56年生	22万 円		36万 円	43万 5,000円	
5400			女	昭和56年生	22万 円		35万 5,000円	43万 5,000円	
5401			男	昭和54年生	34万 円		40万 円	50万 円	
5402			男	昭和54年生	35万 円		42万 円	57万 5,000円	
5403			男	昭和57年生	30万 円		33万 5,000円	42万 5,000円	
5404			男	昭和57年生	20万 円		35万 5,000円	42万 5,000円	
5405			女	昭和56年生	22万 円		35万 5,000円	43万 5,000円	
5406			女	昭和55年生	18万 円		33万 5,000円	40万 円	
5407			男	昭和56年生	32万 円		41万 1,000円	53万 2,000円	
5408			女	昭和59年生	22万 円		30万 5,000円	38万 円	
5409			女	昭和59年生	20万 円		30万 円	37万 円	
5410			女	昭和57年生	13万 円				

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額			
						平成19年3月30日	平成19年6月1日	平成19年7月10日	平成19年12月10日
						標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額
5411			男	昭和57年生		32万 円		38万 円	49万 5,000円
5412			男	昭和57年生		20万 円		36万 3,000円	42万 5,000円
5413			女	昭和57年生		22万 円		32万 5,000円	40万 2,000円
5414			男	昭和61年生		20万 円		29万 5,000円	38万 円
5415			男	昭和61年生		18万 円		27万 5,000円	37万 円
5416			男	昭和62年生		18万 円		29万 5,000円	38万 円
5417			男	昭和47年生		30万 円		40万 円	43万 円
5418			男	昭和22年生		18万 円		35万 円	39万 円
5419			女	昭和56年生		20万 円		30万 円	37万 円
5420			女	昭和58年生		18万 円		30万 5,000円	35万 5,000円
5421			男	昭和58年生		25万 円		33万 円	39万 5,000円
5422			男	昭和62年生		18万 円		28万 円	37万 円
5423			女	昭和59年生		18万 円		28万 5,000円	36万 円
5424			男	昭和50年生		5万 円		17万 円	39万 円
5425			女	平成元年生				13万 円	25万 円
5426			女	昭和61年生				15万 円	28万 円
5427			女	昭和60年生				14万 円	26万 円
5428			男	昭和49年生				15万 円	39万 円
5429			女	昭和60年生					10万 円
5430			女	昭和63年生					8万 5,000円
5431			男	昭和50年生		22万 円		39万 5,000円	50万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和37年2月16日から平成4年1月31日までA社に継続して勤務していたが、同社B支店から同社C支店に異動になった際の1か月、厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。申立期間は同社B支店で勤務していたので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「退職稟議申請書」、同社の回答及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、関連資料は無いものの「通常、異動は4月若しくは10月に行うので、申立人は昭和39年10月1日にC支店に異動したと思われる。」と回答している上、申立人は同社B支店の所在地であるD市から同社C支店の所在地であるE市に昭和39年10月6日付けで住所変更していること等から判断して、同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和39年8月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、A社は、申立期間において申立人の同社B支店に係る資格喪失手続に誤りがあった旨認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和39年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和20年4月6日、資格喪失日は27年2月8日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年4月から同年8月までは60円、同年9月から21年3月までは70円、同年4月から同年6月までは240円、同年7月から22年5月までは270円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から24年1月までは3,600円、同年2月から同年4月までは8,100円、同年5月から27年1月までは8,000円とすることが妥当である。

一方、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月から27年1月まで

私は、昭和20年4月にA社に入社し、同社の委託生としてB養成所に入学した。22年に同所を卒業後、27年1月まで同社で勤務した、しかし、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことになっている。同社には、従業員の記録が全て保管されていると聞いたので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人と姓及び旧姓が同じで、名前が異なり、生年月日が一致する、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録(昭和20年4月6日資格取得、27年2月8日資格喪失)が確認できる。

また、A社から提出された退職手当計算書により、申立人は、昭和20年4月

6日から27年2月7日まで同社に勤務していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和20年4月6日、資格喪失日は27年2月8日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和20年4月から同年8月までは60円、同年9月から21年3月までは70円、同年4月から同年6月までは240円、同年7月から22年5月までは270円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から24年1月までは3,600円、同年2月から同年4月までは8,100円、同年5月から27年1月までは8,000円とすることが妥当である。

一方、上記により、申立人の被保険者記録であると認められる申立期間に係る未統合記録には、脱退手当金の支給記録が確認できる上、A社の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、昭和27年10月19日付けで脱退手当金が支給された旨の記録が確認できる。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険の被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和40年1月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで、年金制度への加入歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から50年3月まで

私は、昭和49年1月末に会社を退職し、同年3月に婚姻した。婚姻後、時期ははっきりしないが、しばらくしてからA市B区で夫と一緒に営んでいた店に同市の集金人が来て「会社退職後の国民年金が未納とされています。今なら間に合いますから後々のことを考えて納付した方がいいですよ。分割でいいです。」と国民年金保険料の納付を勧められたので、同集金人に私の国民年金加入手続を行ってもらうとともに、夫も保険料が未納とされていると言われたので、私が夫婦二人分の保険料を集金人に2回に分けて納付した。申立期間については夫が納付済みとされているにもかかわらず、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人に自身の国民年金加入手続を依頼し、申立期間の保険料を夫の未納とされていた期間の保険料と一緒に2回に分割して同集金人に納付したとしているところ、申立人は、集金人に加入手続を依頼した時期、申立期間の保険料を分割して納付した時期、分割納付の対象期間及び分割納付した金額についての記憶は無いとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の周辺の任意加入者の資格取得状況から、A市B区において昭和51年5月頃に行われ、資格取得日は遡って、20歳到達日の44年*月*日とされていることが確認できる。この資格取得日については、申立人の厚生年金保険被保険者期間（43年4月1日から49年2月1日まで）が判明したことから、62年12月21日に厚生年金保険被保険者

資格喪失日である49年2月1日に訂正されている。このことは、申立人が所持する年金手帳に記載されている資格取得日の訂正内容とも符合する。申立人は、婚姻(同年3月)後、しばらくしてから同市の集金人が来て「会社退職(昭和49年1月31日)後の保険料が未納とされている。」と言われたとしているが、前述の資格取得日に係る記録の状況から、申立人が集金人が来たとする時期には、同市及び社会保険事務所(当時)では、申立人の厚生年金保険被保険者期間については把握されていなかったものとみられることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、前述の申立人の加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち昭和49年2月及び同年3月については時効により保険料を納付することはできず、申立期間のうち同年4月から50年3月までの保険料は過年度納付することが可能であったものの、A市では、申立人が申立期間の保険料を納付したとする集金人は過年度保険料は取り扱っていなかったとしている上、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び同市の納付記録のいずれも、申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられないことから、申立人が申立期間の保険料を集金人に納付したとは考え難い。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から6年3月まで

私は、会社退職（平成6年10月）後、会社から受領した年金手帳を持参して、A市B区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。その際に担当窓口職員に20歳から就職するまでの期間の国民年金保険料が未納であることを指摘され、未納の保険料額を教えてもらった。数日後に同区役所の担当窓口職員に未納期間の保険料をまとめて納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年10月にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、その数日後に申立期間の保険料をまとめて同区役所担当窓口で納付したとしているところ、申立人が加入手続を行ったと主張する時期を基準とすると、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、同市では、過年度保険料は取り扱っていない上、申立人は、まとめて納付したとする申立期間の保険料額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年10月25日にA市B区で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その加入手続の際に資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した6年10月16日とする事務処理が行われたものとみられる。この資格取得日は、同市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳に記載されている資格取得日とも一致している。このため、この

資格取得日を基準とすると、申立期間は、国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から61年3月まで

私は、申立期間当時、学生で国民年金には加入していなかったが、知人から国民年金保険料を20歳まで遡って納付できることを聞いたので、昭和61年3月にA市B区役所で任意加入手続を行い、金融機関で20万円から25万円納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年3月にA市B区役所で国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を20歳まで遡ってまとめて納付したとしているところ、i) 申立人は初めて年金手帳を受け取ったのは、同年4月に就職した会社からであり、加入手続後に交付される年金手帳を受け取った記憶は無いとしていること、ii) 申立期間に係る納付書の受領時期、保険料の納付時期及び納付場所についてもよく覚えていないとしていること、iii) 申立人は、申立期間は学生であったとしていることから、当該期間は任意加入対象期間となり、制度上、申立人が任意加入手続を行ったと主張する同年3月以前の期間については遡って被保険者資格を取得することはできないことから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、A市においても申立人の国民年金加入記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できない。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から5年3月まで

私は、婚姻（平成12年5月）を契機に、学生時代に納付できず、未納とされていた申立期間の国民年金保険料を遡って銀行で納付した。保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成12年5月頃、A市で遡って銀行で納付したとしているところ、i) 申立人は、申立期間の保険料の納付金額及び納付時期については、覚えていないとしていること、ii) 申立人が保険料を納付したと主張する同年5月時点では、申立期間の保険料は既に時効が成立しており、納付することはできないことから、申立人の申立期間の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年8月22日にA市B区で払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って同年4月1日（学生強制適用）とする事務処理が行われたものとみられる。前述のとおり、申立人が保険料を納付したと主張する12年5月時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない上、オンライン記録及び同市が保管する申立人の国民年金保険料検認状況一覧票においても、申立期間の保険料は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から45年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から45年7月まで

私は、会社退職（昭和44年2月末）後にA市の地域婦人会の方に勧められ、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も婦人会の集金人（国民年金協力員）に納付していた。加入手続時期、納付周期及び納付金額は覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（昭和44年2月末）後、A市で国民年金加入手続を行い、国民年金保険料は集金人（国民年金協力員）に納付したとしているところ、申立人は、加入手続時期、申立期間の保険料の納付周期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年12月19日にA市で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日を遡って夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年8月26日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合する。このため、夫は申立期間においては、厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、加入手続時点から当該期間を遡って国民年金被保険者資格を取得することはできず、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 5434 (事案 4319 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 22 日から 39 年 2 月 1 日まで
② 昭和 39 年 9 月 10 日から 41 年 5 月 7 日まで

前回の申立てについて、脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとの通知を受けた。

しかし、私が、A年金事務所に出向いて、裁定請求書の記載内容を確認した時には提出日しか記載されておらず受付印は無かったはずなのに、通知文には社会保険事務所(当時)の受付年月日が記載されていると書かれているが、これは、私が確認してきた後に、同請求書が改ざんされているからだ。

また、平成 17 年 5 月頃に、B社会保険事務所(当時)に年金の裁定請求の手続に出向いた時に、私が保管している厚生年金保険被保険者証に、「脱C」とC社会保険事務所(当時)の頭文字が入った印が押された。このようにして押された脱印は、有効なものではないはずだ。

このような事実を踏まえて、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所に、申立期間の脱退手当金裁定請求書が保管されており、請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、当該期間の2事業所名及びその所在地が記載されているほか、同裁定請求書及び裁定伺によれば、昭和 41 年 7 月 2 日にC社会保険事務所において受け付けられ、同年 8 月 2 日に申立人の当時の住所地の近くの金融機関で受領できるよう国庫金が送金されたことが確認できる上、裁定請求書に記載された申立人の住所は、当時申立人が母及び兄と同居していたと述べる住所地(当時の本籍地)と一致していること、申立人や近親者しか知り得ないと考えられる、当時申立人が診療を受けていた病名が記載されていることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証及び健康保険厚生年金

保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が記されているとともに、脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、裁定請求書受付日から1か月後の昭和41年8月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「私がA年金事務所に出向いて裁定請求書の記載内容を確認した際には提出日（昭和41年6月30日）しか記載されていなかったはずなのに、前回の通知文にはC社会保険事務所の受付日（同年7月2日）が押されていると記載されている。私が確認してきた後に、請求書が改ざんされている。二つの日付が異なっていることもおかしい。」「私が保管している厚生年金保険被保険者証に「脱C」とC社会保険事務所の頭文字が入った印が押されているが、私は、同事務所に出向いたことは無い。これは、平成17年5月頃に、B社会保険事務所で、年金の裁定請求手続を行った際に押されたものだ。それ以前には、このような押印は無かった。したがって、このような記載があることをもって、脱退手当金を受給した根拠とすることに納得できない。」として再申立てを行っている。

しかしながら、当該脱退手当金裁定請求書には、元々、提出日と受付日（受付印）の両日付が記載されていたところ、申立人がA年金事務所に出向いて確認した後に、受付日が新たに書き込まれ、あるいは両日付が変更された形跡はうかがえない。加えて、日本年金機構D事務センターは、「裁定請求書の提出日欄には、作成した年月日が記載されることが多く、作成した当日に請求書が提出されない場合や郵送による場合には、社会保険事務所の受付日がこれより遅い日付となり、両者の日付が異なることは不自然ではない。」と回答している。

また、厚生年金保険被保険者証に「脱C」と押されていることについて、日本年金機構D事務センターは、「B社会保険事務所が別のC社会保険事務所の脱印を保管していることはない。したがって、B社会保険事務所が「脱C」と押すことはできないし、また、押すはずもない。」と回答している。加えて、脱退手当金の裁定請求は、本人が申請する場合のほか、会社が手続を代理する場合があり、後者の場合には、本人が社会保険事務所に出向く必要がなく、本件については、会社が代理請求を行った可能性を否定できず、会社が代理請求を行ったと仮定すれば、会社の所在地を管内とするC社会保険事務所の頭文字が入った「脱C」の印が付されていることについて不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人は、「裁定請求書に記載されている事業所名、その所在地、金融機関名などは、知っている人なら誰でも記載できる。私は、脱退手当金を請求していないので、誰か別の者が請求したはずだ。国に責任がある。」などと主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から62年2月2日まで

私は、昭和62年2月にA社を退職する直前の4か月間の標準報酬月額が、それまでの41万円から26万円に下がっている。同社を退職する直前まで残業をしていた記憶もあって納得できないので、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和61年の定時決定により41万円から26万円に減額されていることが確認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の関係資料を保管していないことから、申立人の給与額及び保険料控除額については不明であるが、昭和61年頃は、業績悪化のため残業を減らしていた時期である。」と回答していることから、残業手当等の非固定的賃金が従前よりも減少したことに伴い、申立期間に係る標準報酬月額が下がった可能性が考えられる。

また、申立人と同じ職種に就いていた複数の同僚の標準報酬月額も、申立人と同様に、申立期間において下がっていることが確認できるとともに、複数の同僚は、「当時は、残業の多い少ないによって、給与額に相当の開きが生じた。自分の年金記録に間違いは無いと思う。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認しても、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡って訂正される等、不自然な事務処理が行われた形跡も無い。

このほか、申立期間における申立人の給与額及び保険料控除額を確認できる関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5436

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月20日から32年2月6日まで

私は、昭和30年3月20日にA社B支店に入社しているが、同社同支店の厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び適用事業所台帳によれば、C社は、昭和34年2月3日付けでA社B支店に名称変更していることが確認できることから、申立人と同じ32年2月6日にC社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚のうち一人が、「私が、C社に入社した時には、申立人は既にいた。同社は途中でA社B支店に名称変更した。」と証言していることから、勤務を開始した時期は特定できないものの、申立人は、C社がA社B支店に名称変更する前から勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所台帳によれば、C社は、昭和32年2月6日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、オンライン記録によれば、申立人が記憶している上司（故人）についても、申立人と同じ昭和32年2月6日に被保険者資格を取得しており、申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

さらに、A社B支店は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人のC社及びA社B支店における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月頃から34年3月1日まで
② 昭和34年9月13日から37年6月7日まで

私は、中学を卒業した直後から、A社に住み込みで勤務しており、国民年金に加入するまでは、厚生年金保険に加入していたと考えているが、昭和34年3月1日から同年9月13日までしか被保険者記録がない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において昭和33年3月頃から37年6月7日まで継続して厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、同社を退職した時期を記憶しておらず、勤務した期間及び厚生年金保険料の控除に係る記憶も曖昧である。

また、申立人が自己の入社から退職するまでの間、二人一組みになって作業に従事したとする同僚の資格喪失日は、オンライン記録等によれば昭和36年1月20日とされているが、申立人は、当該同僚よりも先にA社を退職した旨証言している。

さらに、A社は、既に事業を廃止しており、当時の関係資料も無いことから、申立人の入社日、退社日及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除の有無について確認できない上、申立期間当時に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人の勤務期間を特定できる証言は得られなかった。

加えて、オンライン記録等によれば、A社は、昭和34年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日前の期間において適用事業所であった記録は確認できない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出された時期、健康保険厚生年金保険被保険者名簿上の定時決定及び健康保険被保険者証の更新に係る記録は、申立人の資格取得日及び資格喪失日と符合し

ている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月1日から19年3月30日まで

年金記録では、平成15年の定時決定の時から標準報酬月額が減額されているが、給与が減額されたことは無い。社会保険料は会社の銀行口座から社会保険庁（当時）に納付しており、その記録を確認すれば減額されていない保険料が納付されていたことが分かるはずである。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が厚生年金保険の適用事業所(昭和62年9月14日)となってから、申立人が被保険者資格を喪失するまでの申立期間を含む期間において、同事業所の厚生年金保険被保険者は、申立人のみである。

申立期間のうち、平成15年9月から16年7月までの期間及び18年9月から19年2月までの期間については、A事業所に係る16年7月分及び19年4月分の健康保険料厚生年金保険料児童手当拠出金増減内訳書により、申立人の標準報酬月額は、15年9月から16年7月までは12万6,000円、18年9月から19年2月までは15万円であることが確認できることから、当該額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、当該期間については、社会保険事務所（当時）から同事業所に対して、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納入告知が行われていたものと考えられる。

また、申立期間のうち、平成16年8月から18年8月までの期間については、申立期間当時のA事業所の事業主は既に死亡している上、申立人は、同事業所に申立内容について照会することを希望していないことから、当該期間に係る申立人の給与額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5439

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年 9 月 20 日頃から58年 4 月 1 日まで

私は、A学校で臨時的任用の常勤講師（産休教員）として勤務したが、共済年金に加入することなく、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A学校から提出された申立人に係る履歴事項により、申立人が申立期間において同校に勤務していたことが認められる。

しかし、A学校は、「申立人は臨時的任用講師であり、昭和61年 4 月 1 日以前は、厚生年金保険等の社会保険を適用しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、B県においては、公立学校に勤務する臨時的任用職員について、昭和61年 4 月 1 日から厚生年金保険等の社会保険を適用する旨の取扱い（「公立学校の期限付任用職員等の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険取扱要綱（昭和61年 4 月 1 日施行）」）が定められている。

さらに、A学校は、申立期間より後の昭和61年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月2日から60年9月26日まで
申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与の額と異なっている。申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた当時の給与支給額は30万円ほどであったと主張しているところ、申立人の雇用保険受給資格者証に記載された離職時賃金日額(9,817円)を基に試算した給与支給額は29万4,510円となり、当該額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額である。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も当時の資料は無いと回答しているため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の届出及び保険料控除額について確認できない。

また、A社が加入していたB厚生年金基金の記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立期間においてA社に勤務していた複数の同僚に照会を行ったが、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額の保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 5441 (事案 544 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月1日から同年11月20日まで
② 昭和28年12月26日から30年6月1日まで

私は、昭和28年8月から30年5月までA事業所に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無かったため、第三者委員会に申立てを行った。

その結果、平成20年11月13日付けで、当該期間のうち、昭和28年11月20日から同年12月26日までの期間については記録を回復するが、その前後の申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとする通知文書もらった。

しかし、私は、申立期間①及び②についてもA事業所に勤務していた。同事業所が倒産し、給与が未払となったのは、退職前の1か月のみだったと記憶しており、同僚の「A事業所は、事業を開始して1か月ほどで事業閉鎖した。」とする証言をもって当該期間の記録訂正を認めないのは納得できない。

新たな資料や証拠は無いが、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和28年11月20日から同年12月26日までの約1か月であり、申立期間①及び②は適用事業所であったことが確認できないとともに、同事業所の同僚も「A事業所は事業開始後1か月ほどで閉鎖した。」と証言していることのほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年11月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料は無いが、A事業所は1か月で倒産したのではなく、申立期間①及び②についても事業を行っており、当該期間も私が勤務していたことは間違いない。申立期間②については、同事業所が倒産する1か月前までは給与を受け取っている。したがって、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであり、当該事情は、多数の同僚に聴取を行えば分かるはずである。」と主張し、再申立てを行っており、当時の報道資料により、A事業所が昭和27年12月から29年5月頃までの期間において事業実態があったことはうかがえる。

また、申立人が記憶している同僚は、「申立人は、昭和28年11月以前からA事業所に勤務していたと思う。」と証言している上、A事業所で被保険者記録のある193人のうち、連絡先の判明した43人に照会を行ったところ、33人から回答があり、そのうち13人は、同事業所が休業した後も顧客対応に追われた旨、申立人と同様の証言をしていることから、期間は明らかでないが、申立人が申立期間①及び②のうち、一部の期間において同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、上記の回答を得られた33人の中に、申立期間①及び②について、給与から保険料が控除されていたことを確認できる資料を保存している者はいない上、そのうち13人は、「A事業所に勤務した期間と、同事業所の厚生年金保険被保険者期間は一致していない。」と証言している。

また、A事業所の役員及び総務担当者については、所在が明らかでなく、当該期間における申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月から同年 7 月まで

平成 4 年 1 月から同年 7 月までの標準報酬月額は 38 万円となっているが、私が手帳に記録している給与の明細によると、標準報酬月額は 50 万円である。手帳の記録を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「自身が手帳に記録していた給与額から、申立期間の標準報酬月額は 50 万円であり、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が 38 万円となっていることは納得できない。」と申し立てしているところ、申立人から提出された手帳に記載されている給与額及び時間外手当の合計金額に見合う標準報酬月額は、申立期間において 47 万円から 56 万円であることが確認できる。

しかし、A社が加入するB健康保険組合の記録によると、申立人の同社C本部に勤務した申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と同額の 38 万円と記録されていることが確認できる。

また、申立人から提出された手帳に記載されている社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料額とおおむね一致している。

さらに、A社の人事部担当者は、「申立期間当時における賃金台帳等の資料は現存しておらず、申立人の給与額及び保険料控除額については不明である。」と回答している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から45年8月1日まで

私は、A医院に昭和42年4月1日から45年7月31日まで勤務した。しかし、厚生年金保険の記録が全く無い。勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA医院の同僚が、申立人が同医院に勤務していたことを記憶していることから、期間は明らかでないが、申立人が同医院に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A医院は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、A医院の院長の長女及び上述の同僚は、「A医院は年金には加入していなかった。」と回答しているとともに、当該院長及び当該同僚の同医院における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A医院は廃業している上、当該院長は既に他界していることから、申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月から 9 年 9 月まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間については、厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額が給与明細書に記載されている給与支給額に比べて低く記録されている。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書によると、申立人が主張するとおり、給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給与明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額（38 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（38 万円）と一致していることが確認できる。

また、A社は、「申立人の申立期間に係る健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等の資料は無いが、給与支給額ではなく、手取りの給与額で標準報酬月額を算定してしまったかもしれない。」と回答しているところ、当該給与明細書によると、給与の手取り額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。